

「滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画（第4次）（案）」に対して
提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメント等の実施結果

令和4年12月21日(水)から令和5年1月23日(月)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画（第4次）（案）」についての意見・情報の募集を行った結果、3者から計9件の意見・情報が寄せられました。

また、並行して市町および近隣府県等に対する意見聴取を行った結果、4市町2府県から計7件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見等について、内容ごとに整理し、それらに対する考え方を別紙に示します。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとされています。

2 提出された意見・情報の内訳

項目	県民	市町等
概要版	2	0
1 計画策定の背景および目的	1	0
2 保護すべき鳥獣の種類	0	0
3 計画の期間	0	0
4 分布状況と計画の実施区域	0	0
5 現況	0	0
6 第3次計画期間中の取組評価	1	0
7 保護の目的と施策	3	1
8 人身被害の回避と生活環境被害・林業被害の低減のために	0	0
9 その他保護のために必要な事項	0	0
10 参考文献	0	0
その他の意見等	2	0
形式的な意見等	0	6
合計	9	7

3 これまでの経過

令和4年 7月 5日 滋賀県環境審議会への諮問

9月 30日 滋賀県環境審議会自然環境部会 素案の審議

10月 7日 環境・農水常任委員会へ素案の報告

11月 24日 環境審議会自然環境部会 答申案の審議

12月 5日 滋賀県環境審議会から答申

12月 14日 環境・農水常任委員会へ計画（案）に対する意見・情報の募集について報告

令和4年12月21日 県民政策コメントの実施、市町等へ計画（案）に対する意見照会

～令和5年 1月23日

4 今後の予定

令和5年3月下旬 滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画（第4次）策定・公表

県民政策コメント等で寄せられた主な意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

番号	意見・情報等（概要）	意見・情報等に対する考え方
1 計画策定の背景および目的		
1	<p>計画案中の「本計画は、滋賀県に分布するツキノワグマの地域個体群の安定維持を図るとともに、人身被害の回避および生活環境被害・農林業被害等の低減により、人間とツキノワグマの軋轢の回避・低減を図ることを目的とする。」との記載について、「本計画は、滋賀県に分布するツキノワグマの地域個体群の安定維持を図ることを目的とする。」に変更すべき。</p> <p>「軋轢」は広辞苑によると「人同士の仲が悪い」とあり、「人とクマの関係」を表現するのは不適切である。</p> <p>また、「人身被害の回避および生活環境被害・農林業被害等の低減」については、目的ではなく方策手段とすべき内容である。</p>	<p>ご意見を踏まえて、「本計画は、滋賀県に分布するツキノワグマの地域個体群の安定維持を図ること、ならびに人身被害の回避および生活環境被害・農林業被害等の低減を図ることを目的とする。」と修正し、「人身被害の回避および生活環境被害・農林業被害等の低減」についても目的としていることを明確にします。</p> <p>なお、「軋轢」との表現は、クマによる被害等が生じている場合の人間との関係を指す表現として、第3次計画を含め、広く用いられてきており、本計画案においても他の箇所でも引き続き用いることとします。</p>
5 現状		
2	<p>石川県の推定生息数等について、次のとおり修正すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 推定生息数の修正： 90%信頼区間 <u>440～3,643頭</u>（中央値 <u>1,201頭</u>） 備考欄の修正： 第3期管理計画（令和4年3月策定）より 	<p>ご意見を踏まえて、石川県の推定生息数等について、修正します。</p>
6 第3次計画期間中の取組評価		
3	<p>計画案中の「クマによる農業被害等は軽微であるが、養蜂における被害が報告されており、クマの誘引性が高く注意が必要であることを周知していく必要がある。」との記載について、養蜂における具体的な対策として、クマ用電気柵の設置を推奨する。</p>	<p>第3次計画に基づき作成されている、クマの出没等についての関係機関等の対応方針「ツキノワグマ出没対応マニュアル」では、クマの出没を予防するための具体的な対策の例として、養蜂箱を電気柵で囲むことを取り上げ、設置を推奨しています。なお、第4次計画に基づき同マニュアルも改訂予定ですが、同様の記載を残すこととしています。</p>
7 保護の目標と施策		
4	<p>滋賀県内のクマの保護はもちろん、東日本、西日本、紀伊半島のクマが自由に行き来できる滋賀県の環境保護政策、活動が重要であり、計画的に保護していく必要があると思う。</p>	<p>全国的な視点からも、滋賀県内において、クマやその生息地の保全に努めてまいります。</p>
5	<p>クマの目撃情報については、住民の慣れにより報告されない場合も少なくなく、実際には多くの出没があると考えます。</p> <p>このようなことから、人身等被害を未然に防ぐため、狩猟による捕獲の自粛要請を取りやめ、一定数の捕獲を進めてほしい。</p>	<p>クマの目撃情報については、関係市町とも連携し、住民に積極的な情報提供を呼び掛け、実態把握に努めてまいります。</p> <p>滋賀県内のクマは近隣府県と比べて生息数が少ないこと、東日本および西日本、紀伊半島の個体群との遺伝的な交流があり全国的な視点からも特別な配慮が必要なこと等から、保護のため、引き続き狩猟団体に狩猟の自粛を要請することとしています。この方針については、狩猟団体からも御理解をいただいています。</p>
6	<p>計画案中の「しかし、人の安全を最優先とし、人身被害が発生するおそれがあるときは、状況に応じて捕殺を行うことも検討する。」の記載について、表現が曖昧であり、安易な捕殺が行われかねないので、この一文は削除するべきである。</p>	<p>人の安全を確保する観点から原文のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、第4次計画の策定に合わせて、クマの出没等についての関係機関等の対応方針「ツキノワグマ出没対応マニュアル」や関連通知を改訂し、捕殺を検討せざるを得ない緊急性が高い</p>

		ケースやその際の対応について具体的に整理することとしています。
その他		
7	琵琶湖の安定的な水質水量の為にも、森林関係所属とも連携して、奥山（クマの生息地）を保護し、今後もクマを頂点とする滋賀の生きものと、その生息地を確保・維持してほしい。	引き続き、クマを含む多様な動植物が生息・生育する豊かな森林づくりに努めてまいります。
8	<p>錯誤捕獲された個体の放獣は大変な労力を要することから、その防止の徹底が重要であると考えられる。</p> <p>放獣に当たり、麻酔による不動化を行うための資格を持っている専門業者等もいるため、滋賀県においてもそうした体制の整備等を進めてはどうか。</p> <p>また、先進県への研修に行くことなど検討してはどうか。</p>	<p>クマが食べない誘引餌を用いるなどの錯誤捕獲を防止するための取組について、狩猟者等に対して引き続き周知を図ってまいります。</p> <p>滋賀県では、一般の狩猟者等がクマを錯誤捕獲した場合は、県と市町が連携して、麻酔により不動化した上で、放獣を行っています。</p> <p>引き続き先進事例の収集等にも努めてまいります。</p>